

議 第 4 1 号

市立博物館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

本市市立博物館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市立博物館設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

新潟県柏崎市立博物館設置及び管理に関する条例（昭和 60 年条例
第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

プラネタリウム (円)		常設展示・プラネタリウム 共通 (円)	
個人	団体	個人	団体
280	220	460	370
140	110	—	—

」を

「

プラネタリウム (常設展示を含む。) (円)

個人	団体
4 6 0	3 7 0
1 4 0	1 1 0

」に改め、同表の注に次の２項を加

える。

４ プラネタリウムの入館料により、常設展示の見学もできるものとする。

５ 一般・高校生が同日中にプラネタリウムを２回以上利用する場合、２回目以降の入館料は、１回ごとに個人は２８０円、団体は２２０円とし、注２及び注３の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき入館料について適用し、同日前に納付すべき入館料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市立博物館設置及び管理に関する条例（昭和60年3月23日条例第3号）

改正後				改正前					
別表第 1（第10条関係）				別表第 1（第10条関係）					
入館料				入館料					
区分	常設展示 (円)		プラネタリウム (常設展示を含む。) (円)	特別展	プラネタリウム (円)		常設展示・プラ ネタリウム共通 (円)	特別展	
	個人	団体			個人	団体			個人
一般	300	240	460	教育委員会が別 に定める額	280	220	370	教育委員会が別 に定める額	
高校生									
小・中学 生	無料	無料	140		140	110	—		—

注

1 団体とは20人以上の場合とし、1人当たりの入館料は、個人の2割減とする。

2 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を所有している場合、本人及び介助者1名の入館料は、5割減とする。ただし、団体割引との併用は、できないものとする。

3 算定した入館料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。

4 プラネタリウムの入館料により、常設展示の見学もできるものとする。

5 一般・高校生が同日中にプラネタリウムを2回以上利用する場合、2回目以降の入館料は、1回ごとに個人は280円、団体は220円とし、注2及び注3の規定を適用する。